

訴 状

2010年12月9日

東京地方裁判所 民事部 御中

〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町 11-6

原 告 特定非営利活動法人空援隊 代表者 理事長 小西理

〒150-8001 東京都渋谷区神南 2-2-1

被 告 日本放送協会 代表者 会長 福地茂雄

訂正・謝罪放送等請求事件

請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、本判決確定の日から1週間以内に、被告の放送するNHK総合／デジタル総合（全国放送）の番組「追跡！A to Z」の放送時間帯において、または、上記期間中に同番組の放送が無い場合及び同番組が既に廃止されていたときは期間内の土曜日午後9時53分～10時20分の時間帯において、別紙1記載の文章を2回繰り返して読み上げる方法により、訂正放送をせよ。
- 2 被告は、原告に対し、本判決確定の日から1週間以内に、被告の放送するNHK総合／デジタル総合（全国放送）の番組「追跡！A to Z」の放送時間帯、または同番組が既に廃止されていた時は土曜日午後9時53分～10時20分の時間帯において、別紙2記載の文章を2回繰り返して読み上げる方法により、謝罪放送をせよ。
- 3 被告は、原告に対し、本判決確定の日から1週間以内に、被告のインターネット「NHKオンライン」内「追跡！A to Z」の番組ホームページにおいて、または同番組ホームページが既に廃止されていた時は、「NHK オンライン」のトップページにおいて、別紙3記載の謝罪文を掲載し2週間以上継続掲載せよ。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

1 原告

原告特定非営利活動法人空援隊（以下、「空援隊」という）は、平成18年に設立されたNPO法人であり、主にフィリピンを中心として、海外に未だ多数放置されている旧日本兵の御遺骨を1人でも多く一刻でも早く日本にご帰還いただくために、迅速かつ効果的な活動を行なってきたものである。平成21年、22年は、厚生労働省からの委託を受けフィリピンにおける旧日本兵の遺骨収集事業を行なっている。

2 被告

被告日本放送協会（以下、「被告NHK」という）は、総務省が所管する特殊法人であり、放送法に基づいた放送事業を行っており、平成22年10月2日午後9時53分～10時20分に「追跡！A to Z “疑惑の遺骨”を追え～戦没者 遺骨収集の闇～」と題したテレビ番組を全国に放送したものである。

第2 被告の不法行為

1 名誉毀損の事実

被告NHKは、平成22年10月2日午後9時53分～10時20分に「追跡！A to Z “疑惑の遺骨”を追え～戦没者 遺骨収集の闇～」と題したテレビ番組の全国放送（以下、「本件放送」という）において、次に掲げる虚偽・捏造の内容を放送し、空援隊の事業活動を侮辱、その信用を著しく失墜させ、空援隊の名誉を激しく毀損した。

- (1) **本件放送冒頭シーンから約2分間：** 「この中にフィリピン人の遺骨が大量に含まれているという疑惑が、今、持ち上がっている」「祈りの先にあるのは果たして日本兵の骨なのか？」とナレーションをした後『 “疑惑の遺骨”を追え～戦没者遺骨収集事業の闇～』と大きくタイトル文字を出し、視聴者にあたかも、戦没者遺骨収集事業には闇が存在するかのような誤解を生じさせた上で、後述(2)以下記載の虚偽・捏造の取材事例を上げるとともに、**本件放送開始から20分25秒～21分頃：** 「形ばかりの鑑定と、いい加減な宣誓供述書」「三週間に渡る追跡から見えてきたのは、厳正であるべき遺骨収集の杜撰な実態だった！」とのナレーション説明に続き「フィリピン人の遺骨が日本兵のものとして送還されているという疑惑、もはやそれは、疑いようの無い事実であると、私には思えました。」と鎌田靖NHK解説委員にナレーション発言をさせて、視聴者をして空援隊はフィリピン人の遺骨を旧日本兵の遺骨と偽って日本に持ち帰ることによって目覚ましい成果を挙げている団体であると誤解させる虚偽の内容を放送した。
- (2) **本件放送開始から6分30秒～8分頃：** フィリピン・アバタン村村民男性のインタビューシーンで、「遺骨を日本のグループに渡してお金を得たという男性に出会うことが出来た」「その男性は日本兵とフィリピン人の遺骨が混じって放置されていると祖父から聞かされていた」と虚偽のナレーション説明をした後、男性の発言内容をテロ

ップで『「すべてが日本人のものかどうかわからない」と伝えましたが、何も聞かずに「1・2・3…」と数え始めたのです。そして「48体」という結果が出て、一つもはじかれませんでした。つまり「すべて日本人の骨」ということになったのです。』とトゥワリ語の誤訳・捏造をし、更に「男性は労賃という名目で、遺骨1体あたり500ペソ計24000ペソを手に入れた」「空援隊から受け取ったのは日本円にして、およそ5万円。年収の半分に相当する大金だった」とのナレーションによる虚偽の説明を行なって、視聴者にあたかも、現地住民から遺骨を受け取った際、空援隊はその骨が日本人のものかどうかを確認せずに数だけを数えて、1体辺り500ペソで購入し計24000ペソという大金をその男性に渡したという虚偽の内容を伝える放送をした。

- (3) **本件放送開始から9分25秒～9分55秒頃：**「委託を受けた空援隊は、それまでとは全く違う収集方法を取り入れました」「現地のフィリピン人に協力を求め遺骨を収集してもらいます。そして、労賃という形で、遺骨と引き換えに、お金を支払うことにしたのです」と図解入りナレーションで説明し、視聴者にあたかも空援隊は、従来にない、遺骨と引き換えにフィリピン人に金銭を渡すという方法を使って遺骨収集をしているかのような、誤解を生じさせる虚偽内容の放送をした。
- (4) **本件放送開始から10分45秒～11分35秒頃：** フィリピン・ワンワン村で行なわれた集会のシーンで「2日に渡って行なわれた空援隊と住民との話し合い」「村の住民からは、盗まれた遺骨が、空援隊に渡っているという非難の声が相次いだ」と虚偽のナレーション説明をした後、『骨を遺族に無断で勝手に持ち出すのは犯罪です』『この問題を解決すべきだ』との村民の発言を用いて、あたかも空援隊がワンワン村の村民から遺骨の盗難を非難されているかのような誤解を視聴者に生じさせる放送をした。
- (5) **本件放送開始から12分25秒～13分15秒頃：** 再びフィリピン・アバタン村村民同男性のインタビューシーンで、トゥワリ語を誤訳し『「宣誓供述書」なんて書いていません。書いたのは村長です。でも骨を山で見つけたのか洞くつで見つけたのかなど、詳しいことは村長に説明していませんけど』『じゃあ見つけた場所は言っていないのですか。』『言ってません』と捏造内容のテロップを出し、「この村では全ての宣誓供述書を村長が一人で書いているのだという」というナレーション説明を加えて、あたかも、空援隊が収集した遺骨が旧日本兵のものであることの根拠としている「宣誓供述書」は、本人以外の人間が事実に関係なく勝手に書いている非常にいい加減なものであるかのような誤解を視聴者に生じさせる内容の放送をした。
- (6) **同じく、本件放送開始から13分40秒～14分50秒頃：** フィリピン・アバタン村カモル村長へのインタビューシーンで「日本人の骨と何故いえるのかと問うと、徐々に本心を口に始めた」と、まるで今まで隠していた事実を話し始めたような誤解を視聴者に生じさせるナレーション説明の後、トゥワリ語の誤訳・捏造テロップ『宣誓供述書といたってその骨がどこの何の骨なのか、私には確認のしようがない。私

にはそれをチェックすることなんて無理だ。』『それでは供述書の意味がまったくないじゃないですか。』『だって怒られるんだよ。みんな遠いところから大変な思いをして骨を持ってくるんだから。供述書を書かないといたら私が怒られるよ。』を出し、更に「村長が書いた宣誓供述書を入手した」と宣誓供述書を見せながら「遺骨の発見状況などを確認することも無く、これまでに 2000 体以上の遺骨を日本人の遺骨として提出したという」との虚偽のナレーション説明を入れて、あたかも空援隊が収集した遺骨が旧日本兵のものであることの根拠としている「宣誓供述書」は、本人以外の人間が事実に関係なく勝手に書いている非常にいい加減なものである上、その数は1村で 2000 体以上にも及ぶものだと、視聴者に誤解させる虚偽内容の放送をした。

- (7) 本件放送開始から 18 分 50 秒～20 分 5 秒頃： 「遺骨の鑑定を引き受けているという人物を直撃した」「日本兵の遺骨をどう選別しているのか、その答えは、驚くべきものだった」というナレーション説明の後、フィリピン国立博物館フィルム学芸員の取材インタビューシーンで『私は「これは日本人の骨だ」と言った事はありません。人間の骨を肉眼で見ても、どこの国の人間かわかるはずがありません。』『つまり…』『無理です。無理』を出し、更に「そもそもフィルム氏の専門は” 鉱物学”」「彼の仕事は集まった遺骨の数を数えることが中心だという」というナレーションの偏向した補足説明によって、視聴者にあたかも、空援隊が集めた遺骨を「鑑定」する人物は、鑑定できない専門外の人間であるとの誤解を生じさせる内容の放送をした。
- (8) 本件放送開始から 24 分～24 分 30 秒頃： 「では、空援隊に委託し、この収集方法を認めてきた厚生労働省は、どう受け止めるのでしょうか。」とのナレーションに続く、鎌田靖 NHK 解説委員が厚生労働省を訪ねた際の取材インタビューシーンで「日本兵以外の遺骨が混じっても、まあ、ある程度仕方が無いと、つまり、遺骨が日本に戻ってくることを優先するわけだから、その中に混じっても仕方が無いと、というふうなおっしゃり方をするんですよ。」と発言し、空援隊がまるで、旧日本兵以外の遺骨が混じることを容認しているというような誤解を視聴者に生じさせる内容の放送をした。

2 被告による不法行為の虚偽性、悪質性

(1) 遺骨収集事業の手続きについて

空援隊の行なっている遺骨収集事業の手続きは、全て、フィリピン国内法に基づき行なわれており、収集された遺骨が日本人のものであることは、フィリピン政府が認めたものである。

具体的な手続きとしては、遺骨の収集者および発見者が宣誓供述書を提出、土地の所有者や行政長（村長等）が認証、大統領府直轄の国立博物館学芸員が個体数識別を実施し旧日本兵の遺骨であることを認証するというものであり、併せて、日本の厚生労働省職員が現場で最終的な判断を行っており、フィリピン政府と日本政

府の双方が合意の下、遺骨が旧日本兵のものであることを確認したものを日本に帰還させている。

この点につき、被告 NHK が事実を知ることは容易である。にもかかわらず、本件放送において、視聴者に対しこの事実を伏せ、且つ、確たる証拠も無く悪戯に空援隊に対するごく一部の誹謗中傷をする者の言葉を利用し、終始その視点に立った取材の結果、後述記載する虚偽・捏造報道を行なったことは、空援隊に対する重大なる名誉毀損行為であることのみならず、両国政府への冒瀆にも繋がる行為である。

(2) 遺骨の鑑定について

そもそも遺骨の「鑑定」は非常に難しく、フィリピンを含む南方戦線地域における戦況、遺骨の状態やその数量の多さから、科学的鑑定は事実上不可能である。

一般的に思い浮かべることの出来る DNA 鑑定は、日本人であることが確定している検体（多くは遺族等）と合致しているかどうかにおいてのみ有効である。現在、その検体数は非常に限られており、遺骨の欠片から国籍を特定できる「鑑定」というものは存在しない。戦後 60 数年に亘る過去、南方地域における日本の遺骨収集事業においては、稀有のケースを除き、従来から「鑑定」は行なわれていない。

併せて、空援隊は、被告 NHK からのインタビュー取材に対し「遺骨の鑑定は行っていない」「科学的鑑定は不可能である」旨を明確に伝えている。

よって、被告 NHK が本件放送において、あたかも「鑑定」が行なわれることが前提と思わせるような内容の放送をした後、事実、鑑定が行われていないことを指して「形ばかりの鑑定」であると虚偽放送したことは、非常に悪質である。

(3) 「宣誓供述書」は、フィリピン国内法に基づく正規の法律文書である

遺骨発見者または遺骨収集者が、遺骨が旧日本兵のものであると署名している「宣誓供述書」は、空援隊が、本人からその状況の聞き取り調査を行い作成し、本人署名のほか、現地弁護士によって身分証明書 (ID) 確認や文書内容の再確認が行なわれ、公正証書化されているものであり、第三者が事実に関係なく勝手に書いたりすることは出来ない。

「宣誓供述書」へのサインは、一部本人が英語が読み書きできない或いは身分証明書 (ID) を持っていない場合には、行政区長 (村長) が代筆している。

「宣誓供述書」は、正規の法的文書であるので、仮にその内容に虚偽や間違いがあった場合は、その署名人がフィリピン国内において法的に裁かれるものである。

また、当然のことながら、その事実はキリスト教国であるフィリピン国内において、周知の事実であり、広く一般国民に敷衍されている。

よって、被告 NHK が本件放送で指摘するような「いい加減な宣誓供述書」なるものは、そもそも存在し得ない。

(4) フィリピン人証言者の証言内容の誤訳・捏造について

本件放送のビデオを後日、番組に出演していた各フィリピン人証言者に見せたところ、一様にみな驚き、その誤訳・捏造性を指摘したので、空援隊はそれを映像に

収め、宣誓供述書を提出してもらった。

また、下記①②各証言者はいずれも英語を話すことが出来る者である。にもかかわらず、被告 NHK は、本件放送で、敢えて日本人に馴染みの無い現地の方言であるトゥワリ語で取材している点につき、誤訳・捏造を恣意的に行なっていると思わざるを得ない。

更に、下記①の男性は、被告 NHK からの取材を受けた際に、自らの安全のためにその顔を出さないことを番組担当ディレクターに依頼しているにもかかわらず、その肖像を何ら隠すことなくそのまま無断で使われている点は、本事件との直接的な関わりではないが、被告 NHK の悪質な姿勢が顕在化している。ちなみに本件放送は、日本国内にとどまらず、被告 NHK によってフィリピンでも国際放送として放送されている。

① アバタン村村民男性

ア) 上述 (第 2-1-(2)) の証言の真意は、次の通りである。

「大戦の後、打ち捨てられた骨を大きな穴の下に埋めた話を祖先から聞いた。」
「祖先はフィリピン人の骨が混じっているかどうか知らない。」
「骨は全部持って行ってもらったのでそれは日本人の骨である。」

また、本件放送で彼が受け取ったとされる 24000 ペソは、遺骨収集を行なった彼とその仲間が、空援隊から労賃として受け取ったものであり、彼だけのものではない。彼は、本件放送の取材担当者に年収の話をしていない。

イ) 上述 (第 2-1-(5)) の証言の真意は、次の通りである。

「私と私の仲間は (ID を持っていなかった) サインせず、村長がサインをした」「彼らは山や丘や洞窟から骨を回収した」「カメラマンから “正確な場所を示せないのか” と聞かれたので、“無い” と答えた」「遺骨を村長のところに持っていった時に詳しい話をしなかったのは、既に以前からその話をしていたからだ」

② アバタン村カルロス村長

ア) 上述 (第 2-1-(6)) の証言の真意は、次の通りである。

「宣誓供述書を私がサインしているのなら、それは日本人の骨だ」「(日本人の骨であることが) 真実かどうか、私はチェックできない」「私は住民と集会を持ち、日本人の骨だけを回収するように指導している」「だから、遠くから骨を回収してきた人々は、私が証明しなかったら怒るだろう」

イ) 上述 (第 2-1-(6)) で、被告 NHK は、カルロス村長が 2000 体以上の遺骨を日本人の骨として提出したと放送としているが、空援隊は、アバタン村から 862 体しか収集していない。

(5) 労賃について

空援隊が、遺骨発見者や収集者に対してお金を支払うのは、労働の対価であり、1人1日辺りの労働に対して 250 ペソをベースにしている。

労賃を支払うのは、空援隊に限らず、従来から、また他の地域でも、通常行なわれているものであり、特別なことではない。

にもかかわらず、被告 NHK が本件放送で、労賃の総額をわざわざ遺骨 1 体辺りに換算為直して金額表示（上述第 2-1-（2））したり、「遺骨と引き換えにお金を支払うことにした」と凶解も交えて丁寧な放送（上述第 2-1-（3））しているのは、空援隊の非営利活動を「ボーンビジネス」として視聴者に誤解を生じさせようとする執拗な悪意による行為である。

(6) ワンワン村での集会について

ワンワン村で、墓から遺骨が紛失する事件が起こっているのは事実であるが、空援隊は未だワンワン村から遺骨収集を行なっておらず、そもそも盗難事件と空援隊とは全く無関係である。空援隊は、遺骨収集への協力要請のために初めてワンワン村に入り、本件放送で使用されているシーンの 3 日前に住民との集会を既に行なっている。

ワンワン村で盗難事件を騒いでいるのは、被告 NHK が本件放送で疑惑取材の発端と紹介している亀井亘氏に関係する住民である。訴外亀井亘は予てよりワンワン村で慈善事業を行なっており、村民とは利害関係者である。

本件放送で使用されているシーン（第 2-1-（4））は、訴外亀井亘と空援隊との話に食い違いがあるため、日本人同士の話し合いをして欲しいとの住民側からの要請を元に行なわれたものであり、その集会の様子の一部を切り貼りし、被告 NHK は虚偽の集会を捏造している。

尚、被告 NHK は本件放送のための 3 週間のフィリピン取材に、訴外亀井亘を同行させており、彼の証言を元に、彼の案内で取材を行なっている点につき、報道の中立性を著しく欠いているのみならず、ワンワン村での住民の空援隊に対する非難自体が、被告 NHK の捏造であるとも伺える。

(7) フィリピン国立博物館フィルム学芸員と遺骨の「個体数識別」について

空援隊の収集した遺骨の「個体数識別」を行なっているフィリピン国立博物館のフィルム学芸員は、昭和 50 年代から日本の遺骨収集に関わっているフィリピン唯一の人物である。被告 NHK が本件放送で指摘する「鋳物学」は、フィルム氏の大学の学位であり、彼は中国陶器の専門家である。

日本の遺骨収集について、彼は、フィリピン政府から派遣されている人物であり、フィルム学芸員が行なっている「個体数識別」は、収集された遺骨の各部位を特定し個体毎に分けて、最終的な遺骨個体数を査定しているもので、被告 NHK が本件放送で説明する「数を数えることが中心」というような軽いイメージのものではない。

また、彼は個体数識別の際に、モンゴロイドとそれ以外や、老人・子供・女性の骨などの区別も行なっている。日本人の遺骨であるかどうかについては、「宣誓供述書」をもとに現地住民の証言や状況と合わせ、日本の厚生労働省の職員が、現場で

最終的な判断を行なっている。

(8) フィリピン人の遺骨が混入する可能性について

日本人のものであると判断された遺骨の中に、フィリピン人の遺骨が混入する可能性は、戦後 60 数年経った現在、皆無だと断言することは、現場においては誰にも出来ない。また、過去の収集においてもそれは同様であり、専門家の「個体数識別」でさえ、ここ数年前からのみ行なわれている事実から考えれば、従来の収集と空援隊との間に大きな差は無いどころか、より確かなものである。

本件放送の中で鎌田靖 NHK 解説委員が発言している上述（第 2-1-（8））の内容のように、空援隊が「帰還させることを優先して、旧日本兵以外の遺骨が混じることを容認する」ことは無い。たとえ鎌田靖 NHK 解説委員が厚生労働省職員への誘導的尋問としてのものであったとしても、それを公共に放送する以上、行き過ぎた表現であり、空援隊を冒瀆し、その名誉を毀損する発言である。

3 被告 NHK による責任と、空援隊に対する名誉毀損の重大性

- (1) 近年低迷していた旧日本兵の年間遺骨収集数が、数十から数千単位へと、空援隊の活動により飛躍的に増大したことは事実である。また、その数の多さから一部の遺族や戦友など従来から遺骨収集を行なってきた方々から、空援隊の遺骨収集数への疑義や誹謗中傷があることは、空援隊も承知している。

空援隊の収集数実績が上がっているのは、そもそもフィリピンだけでも 38 万人以上という未帰還戦没者の絶対数があることと、従来の特に近年は年に数回・数週間程度、日本人がフィリピンに訪問して収集していた国の遺骨収集事業とは異なり、空援隊がフィリピン各地に支部を置き、現地スタッフを雇用して現場で継続的に情報収集活動を行なってきたことによって達成されたものである。

- (2) こういった事実背景を無視し、上述の第 2-2 で摘示した事例のように、明らかな事実の歪曲、現地語の誤訳、虚偽内容などが数多く見られる本件放送内容を作成した番組担当者の捏造をチェック出来ず、更には、放送について責任ある役職であると一般に思われている NHK 解説委員が、その捏造内容を根拠に「フィリピン人の遺骨が旧日本兵のものとして大量に日本に送還されている」と結論付け、結果的に事実を反し、空援隊の事業を著しく貶める内容となった番組を全国放送した、被告 NHK の過失責任は非常に重大である。

- (3) 事実、本件放送を見たという人たちから、空援隊への非難の声、空援隊会員への誹謗中傷は数多くありその影響は甚大である。また、本件放送の社会的影響は大きく、厚生労働省はフィリピンでの遺骨収集事業の検証のために事業の一時中断を決定し、空援隊の活動も一部停止を余儀なくされており、結果、期間中に帰還予定だった日本人遺骨の保管費用や再開後の活動をスムーズに行なうための維持経費負担が発生している。併せて、事業停止期間中に失われる旧日本兵の遺骨情報は計り知れず、被告 NHK が本件放送で虚偽事実の捏造報道をした社会的損失は、深刻重大なものである。

- (4) 本件放送が、空援隊の名誉を著しく毀損する捏造内容となったのは、本件放送の番組作成者が、放送法第3条の2「報道は事実をまげないですること」「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」の義務を怠り、公平な取材をせず、対立する一方の主張を鵜呑みにしその視点に立って番組編集を行ったことが原因である。しかも、番組上巧妙に、裏づけ取材のように装いながら、実は一方の主張の代表者である訴外亀井亘を現地に同行させ、その案内で取材を行なっている点に加え、事前の空援隊側からの現場の取材要請を断ってまで、偏向内容を重視した用意周到なその行為は、著しく中立・公平性を欠く、重大な悪意の行為であり、それを是正する仕組みが、本来、被告NHKにはそもそも求められるのであるが、今般の状況を鑑みるに、たとえそのような機構が有ったとしても十分に機能しているとは言い難いものである。
- (5) 尚、訴外亀井亘は、以前にも雑誌「週刊文春/平成22年3月18日号」に同様の内容の空援隊批判、誹謗中傷記事を書かせているが、その内容が非常に偏ったものであり、伝聞形式を多用した確たる証拠の無いものであることは、正常な判断力を持つ取材・放送関係者なら容易に理解できるものである。いずれにしても、営利を主たる目的とした雑誌とは違い、被告NHKは、受信料を国民から徴収して成り立つ公共放送であり、放送法に基づく放送事業者としてのその義務を怠り、被告NHKが、本件放送において、国民の公共放送に対する信頼を裏切ったばかりか、関係各方面に与えた重大な影響および空援隊に与えた甚大な損失の責任を免れ得るものではない。

第3 原告空援隊の損害と損害の回復

- 1 原告空援隊に対して本件放送で生じた重大且つ深刻な全国的規模での社会的評価の低下の回復のためには、本件放送が真実でなかったことを明らかにする内容の放送を本件放送と同じ番組で、それと同等の放送設備で放送することが最低でも必要である。
従って、被告NHKは、少なくとも本件放送が行なわれた同じチャンネルで、同じ「追跡! A to Z」の番組において、同じ時間帯で、仮に同番組が廃止されている場合は、本件放送と同じ曜日の同じ時間帯で、放送法4条1項に基づく別紙1「訂正放送」記載の内容の訂正放送および別紙2「謝罪放送」記載の内容の謝罪放送を各々2回繰り返して、聞き取りやすい音量と速度で読み上げる方法で、本判決確定の日から1週間以内に放送することが最低でも必要である。
- 2 前項1と同様に、被告NHKは、本件放送に関する記事を掲載している被告インターネット「NHK オンライン/追跡 A to Z」の番組ホームページにおいて、仮に同番組ページが廃止されている場合は、「NHK オンライン」のトップページに、別紙3「訂正・謝罪文」記載の文章を読みやすい状態で2週間以上掲載する必要がある。
- 3 更には、本件は被告NHKによる威力業務妨害の疑いもあり、刑事告訴も併せて検討している。

第4 まとめ

よって、原告空援隊は、被告 NHK に対して、民法第 709 条、同 710 条、同 723 条に基づき、請求の趣旨記載のとおり訂正放送および謝罪放送、HP 上の訂正・謝罪文の掲載を求めて、本訴を提起した次第である。

以 上

証拠方法

- 1 甲第 1 号証 CERTIFICATION (フィリピン国立博物館の証明書)
- 2 甲第 2 号証 AFFIDAVIT (アバタン村村民男性の宣誓供述書)
- 3 甲第 3 号証 AFFIDAVIT (アバタン村カルロス村長の宣誓供述書)

附属書類

- 1 訴状副本 1 通
- 2 甲号証の写し 各 1 通
- 3 特定非営利活動法人空援隊謄本 1 通
- 4 日本放送協会謄本 1 通